

第3期(R3年度～R7年度)  
武庫川水系河川整備計画  
進行管理報告書（案）  
[令和4年度版]

～令和3年度の主な取り組み～

令和2年12月

兵 庫 県

## 目次

管理番号 1	(下流部築堤区間)	1
管理番号 2	(下流部掘込区間)	3
管理番号 3	(中流部)	4
管理番号 4	(上流部及び支川)	5
管理番号 5	(堤防強化 [支川])	7
管理番号 6	(堤防強化 [下流部築堤区間])	8
管理番号 7	(新規遊水地の整備、青野ダムの活用)	9
管理番号 8	(洪水調節施設の継続検討)	10
管理番号 9	(流域対策)	11
管理番号 10	(減災対策)	13
管理番号 11	(正常流量の確保)	16
管理番号 12	(緊急時の水利用)	17
管理番号 13	(健全な水循環の確保)	18
管理番号 14	(「2つの原則」の適用)	19
管理番号 15	(天然アユが遡上する川づくり)	21
管理番号 16	(良好な景観の保全・創出)	22
管理番号 17	(河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	23
管理番号 18	(水質の向上)	24
管理番号 19	(河川の維持管理)	25
管理番号 20	(流域連携)	27
管理番号 21	(モニタリング)	29
管理番号 22	(フォローアップ懇話会) 廃止	30

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策

実施目標

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s(甲武橋基準点)を安全に流下させる。

施策の概要

河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない箇所を前堤に撤去する。また、同様のことを前堤に撤去する。また、同様のことを前堤に撤去する。また、同様のことを前堤に撤去する。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7) 計		
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)							第4期 (R8~R12)	
(1)河道対策	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しないまま河床掘削 水路下に管架しなで影の低水路の拡幅、部分掘削 南武橋(改築) 国道43号橋梁(護床工) 阪神電鉄橋梁(補強) 武庫川橋(旧国) (護床工) ガス管橋(補強又は改築) 国道2号橋梁(補強) 潮止堰(撤去) 塩水化対策(右岸L=1,378m、左岸L=978m) 1号床止工(撤去) 2号床止工(撤去又は改築) 3号床止工(改築)	河床掘削 (No.7~No.30) L=5,700m 低水路拡幅・南武橋等の施工に必要な航路幅分の掘削 L=2,550m 低水路拡幅・高水敷掘削(右岸No.10~No.31) L=2,000m 低水路掘削(左岸No.25~No.31) L=580m 南武橋(改築) 国道43号橋梁(護床工) 阪神電鉄橋梁(補強) 武庫川橋(旧国) (護床工) ガス管橋(補強又は改築) 国道2号橋梁(補強) 潮止堰(撤去) 塩水化対策(右岸L=1,378m、左岸L=978m) 1号床止工(撤去) 2号床止工(撤去又は改築) 3号床止工(改築)	-	-	工事着手	工事完了							
			1,223m	1,327m	-	-							
			704m	796m (残:潮止堰の取合部)	500m 工事完了	-							
			-	450m (残:潮止堰の取合部)	130m 工事完了	-							
			-	工事着手	工事完了	-							
			-	-	工事着手	工事完了							
			-	-	工事着手	工事着手							
			-	-	-	工事完了							
			-	-	-	工事着手							
			-	-	工事着手R7	工事完了R8							改築不要
	潮止堰の撤去	250m	452m 工事継続	676m 工事完了	-								
	塩水化対策	-	322m 工事着手	656m 工事完了	-								
	1号床止工(撤去)	-	-	工事着手	-								
	2号床止工(撤去又は改築)	-	-	工事完了	工事着手								
	3号床止工(改築)	-	-	工事完了	工事完了								

※ 工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3		点検・評価 (C) R4		点検・評価 (C) R5	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 (2) 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	<b>実施目標</b>	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
---------------------	--	-------------	--

**施策の概要**  
掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(生瀬地点における河道への配分流量2,700m<sup>3</sup>/s)に対する護岸の整備やバラベットの等による浸水対策等について、下流の整備済区間と同等の流量(生瀬地点)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い事業台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量(生瀬地点)を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水(生瀬地点2,600m<sup>3</sup>/s)による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計
(1)河道対策  ②下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	護岸整備やバラベットの等による浸水対策 (仁川合流点～生瀬大橋) 河床掘削等 (生瀬大橋～名塩川合流点)	護岸整備、バラベットの等 (9.0k～15.9k) L=6.9 km 河床掘削 (15.9k～18.4k) L=2.5 km 左岸拡幅 L=0.5 km 西望橋架替	-	-	工事着手  2.0km 工事継続	工事完了						
※工事着手には用地補償を含む												

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7		

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)

河川整備計画  
の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項  
1 河川対策  
(1) 河道対策  
③ 中流部 (名塩川合流点～羽東川合流点)

実施目標  
戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m<sup>3</sup>/s(武田尾地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。

施策の概要

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水(武田尾地点における河道への配分流量2,600m<sup>3</sup>/s)に対し、河川整備を実施する。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)												
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)								
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7) 計		
(1) 河道 対策	護岸整備等 による溢水 対策 (武田尾地 区)	(住宅地 区) 護岸整備等 L=490m (温泉地 区) 護岸整備等 L=360m	護岸整備 L=250m	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③中流部 (名塩川 合流点～ 羽東川合 流点)	護岸整備等 による溢水 対策 (武田尾地 区)	(住宅地 区) 護岸整備等 L=490m (温泉地 区) 護岸整備等 L=360m	護岸整備 L=250m	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

完了済みのため3期計画実績欄網掛け

完了済みのため3期計画評価 (C)、改善 (A) 欄削除

河川整備計画  
の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項  
1 河川対策  
(1) 河道対策

実施目標

各河川の目標流量を安全に流下させる。  
 ・大堀川 50m<sup>3</sup>/s  
 ・荒神川 39m<sup>3</sup>/s  
 ・波豆川(宝塚市) 160m<sup>3</sup>/s  
 ・波野川(三田市) 65m<sup>3</sup>/s  
 ・山田川 100m<sup>3</sup>/s  
 ・大池川 40m<sup>3</sup>/s  
 ・相野川 45m<sup>3</sup>/s  
 ・武庫川及び真南条川 110m<sup>3</sup>/s  
 ・波賀野川 25m<sup>3</sup>/s

④ 上流部(羽東川合流点～本川上流端)及び支川  
 それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

施策の概要

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				実績 (D)							
	取組方針	点検指標	第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計
(1) 河道対策	大堀川(宝塚市)の整備	河床掘削等(西田川橋～西ノ町橋) L=1.2 km	0.1 km	0.5km 0.3km	0.5km 工事完了 工事継続	0.3km 工事完了						
	荒神川(宝塚市)の整備【市】	河床掘削等(国道176号～荒神橋) L=0.6 km	0.27 km	工事完了 0.03km	0.3km 工事完了	-						
	波豆川(宝塚市)の整備	河道拡幅等(滝本橋～島橋) L=0.3 km	工着手	工事完了 0.27km	0.03km 工事完了	-						
	波豆川(三田市)の整備	河道拡幅等(中河原橋～護摩池) L=0.6 km	0.2 km	0.2km 延長見直し 工事完了	-	-						
	山田川(三田市)の整備	河道拡幅等(山田滑谷ダム上上流1050m～砥石橋上流500m) L=1.9 km	1.1 km	0.9km 0.07km	0.7km 工事継続 工事完了	工事完了						
	大池川(三田市)の整備	河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16 km	0.1 km	工事完了	-	-						
	相野川(三田市)の整備	河道拡幅等(河橋～2級河川上流端) L=1.4 km	工着手	0.6km 0.32km	1.1km 工事完了	-						
	武庫川及び真南条川(篠山市)の整備	河床掘削等(岩鼻橋～山崎橋) L=1.9 km	0.55 km	0.7km 0.75 km	0.6km 工事完了	-						
	波賀野川(篠山市)の整備	河道拡幅等(JR福知山線橋梁～西角橋) L=0.4 km	工着手	工事完了 0.1km	0.3km 工事完了	-						

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)
-------------------------------



第4章 河川整備の事柄に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ④ 上流部 (羽束川合流点～本川上流端) 及び支川

実施目標

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。

施策の概要

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)						
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3～R7) 計
(1)河道対策	天王寺川 (伊丹市、宝塚市) の整備	堤防強化 [トレンチ工による浸透対策] (伊丹市荒牧～宝塚市中筋) L=0.2 km	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	天神川 (伊丹市、宝塚市) の整備	堤防強化 [表のり面被覆工による浸透対策] (伊丹市荻野西～宝塚市山本西) L=3.8 km	1.56 km (H22迄 0.92 km済)	1.0 km 1.21 km	0.11 km 工事完了	-	-	-	-	-	-	-

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3～R7])		点検・評価 (C) R3			点検・評価 (C) R4			点検・評価 (C) R5		
		点検・評価 (C) R6			点検・評価 (C) R7					

4. 改善 (A) (第4期 [R8～R12] に向けて)	

河川整備計画の事項・項目  
 第4章 河川整備の事柄に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決議しにくくする工法についても検討する。

実施目標

⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）

築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決議しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)												
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			実績 (D)								
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7計)		
(1)河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレーン工法等の浸透対策（対策実施延長 L=7.3km） ・護岸工による侵食対策（対策実施延長 L=6.2km）	工事継続（浸透対策） L=6.2km （侵食対策） L=0.7km	工事完了（浸透対策） L=1.1km （侵食対策） L=5.5km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決議しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	-	-	-	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	-	-	-	-	-	-	-	-
	堤防に近接する一部の対家屋等の対応	堤防に近接する一部の対家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	<b>実施目標</b>	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m <sup>3</sup> /sの洪水調節を行う。
第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 武庫川遊水地の活用 ② 青野ダムの活用	<b>実施目標</b>	
<b>施策の概要</b>		武庫川本川と羽東川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも40万m <sup>3</sup> 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。
		甲武橋地点流量配分 ①武庫川遊水地の整備 0→20m <sup>3</sup> /s ②青野ダムの活用 220→260m <sup>3</sup> /s

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)										
		実績 (D)										
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)									
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)						
(2)洪水調節施設の整備	①武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	-	-	R3	R4	R5	R6	R7
	②青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	洪水調節容量の拡大 (事前放流量を20万m <sup>3</sup> から40万m <sup>3</sup> に拡大)	試行操作の継続 (事前放流量を20万m <sup>3</sup> から40万m <sup>3</sup> に拡大)	洪水調節容量の拡大 (事前放流量を予備放流量に位置付け)	-	-					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4
	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ③ 洪水調節施設の継続検討	<b>実施目標</b>	河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。
<b>施策の概要</b>	千疋ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。		

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)									
		期別計画 (P)		実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
(2) 洪水調節施設の整備	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	千疋ダム治水活用	治水活用の検討に必要なデータ蓄積	治水活用に必要な施設	治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討						
			③ 洪水調節施設の継続検討	新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討	栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施 ・新規ダムの課題や環境保全方策等を検討 上記検討を踏まえ、千疋ダム <b>既存ダム</b> の治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討	治水活用の試験 同左 ・治水活用の試験					
・※治水活用の概要: 治水期(7月~9月)、千疋ダムの貯水位をあらかじめ洪水期間制限水位(6月~10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m <sup>3</sup> 確保するもの。											

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R4		点検・評価 (C) R5	
点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7			

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	<p>第4章 河川整備の事項に関する事項</p> <p>第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>2 流域対策</p> <p>(武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)</p>
<b>実施目標</b>	<p>「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30mm<sup>3</sup>/sとする。</p> <p>また、付加的な流出抑制効果が見込まれる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。</p>
<b>施策の概要</b>	<p>「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。</p>

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期 (R3~R7)計
			2. 流域対策									
(1) 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m <sup>3</sup> (約))	約5.7万m <sup>3</sup> 着手(約)	約14.2万m <sup>3</sup> 完成(約)	整備継続(検討中)	整備完了						
① 調整池の設置及び保全	総合治水条令に基づく重要調整池の設置 流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	重要調整池の設置に関する技術的基準の適合確認 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	条令による義務化		総合治水条令に基づく重要調整池の設置義務の適切な履行							
(2) 様々な流出抑制対策の推進	森林の水質涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	急傾斜地等にあり、伐倒・倒伏の恐れがある人工林の誘引防止対策 高齡人工林への一部誘引(混交林整備)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)
			100ha着手(丹波篠山市域での施工面積)	100ha着手(丹波篠山市域での施工面積)	今後検討(計画策定時に記載)	今後検討(計画策定時に記載)						
	無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全	保安林・林地開発の適切な運用	継続して適切な運用を実施									

※ 100ha = 1km<sup>2</sup>  
(次ページに続く)

<凡例> (約) : 武庫川流域内の合計値、(局) : 関係4県民局の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 ( P )			実績 ( D )					
				第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	R3	R4	R5	R6	R7
②森林保全と公益的機能向上	豪雨時に発生する土砂崩壊や流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策	H25までに3箇所(注)着手	H30までに3箇所(注)着手	今後検討 R5までに3箇所(注)着手	(今後検討)						
	治山事業等による流木・土砂災害防止対策	H25までに29箇所(注)着手	H30までに24箇所(注)着手	今後検討 R5までに24箇所(注)着手	(今後検討)							
③水田への雨水貯留	水田の保全(関係機関連携・農業連携)の課題解決に向けた取り組み等の検討	水田の保持機能の維持・向上	10,141ha(注)優良農地(農振農用地)	10,157ha(注)優良農地(農振農用地)	10,014ha(注)優良農地(農振農用地)	9,993ha(注)優良農地(農振農用地)						
	水田貯留の実施	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施										
④その他の雨水貯留・浸透の取組み	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施										
	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	普及啓発に努め、設置を促進										
		道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施									
		透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進									

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

<凡例> (注)：武庫川流域内の合計値、(注)：関係4県民局の合計値、(注)：流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 3 減災対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	<b>実施目標</b>	計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害を回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指す洪水被害を軽減させる。
<b>施策の概要</b>	減災対策については、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性のあることを認識し、以下の対策を進める。 (1) 水害リスクに対する認識の向上(知る) (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る) (3) 的確な避難のための啓発(逃げる)		

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)						
		実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)		
3. 減災対策	<p>①水害リスクを知る機会の提供</p> <p>「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 【県、市】</p> <p>住民が水害リスクを知る機会を多く提供</p> <p>水害リスクを知るツールの整備</p> <p>②水害リスクを知るツールの整備</p> <p>(1)水害リスクに対する認識の向上(知る)</p>	<p>「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 【県、市】</p> <p>我がまちを歩く体験型講座の開催等 【県、市】</p> <p>水害リスクを正確に理解でき、わかりやすい「ドット」(以下、HM)への改良・強化 【市】</p> <p>CGHMで整備した映像等の継続公開 【県】と活用方法の検討 【市】</p>	R3	R4	R5	R6	R7	
			項目削除					
	<p>③防災の担い手となる人材の育成</p> <p>行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成</p>	<p>ひょうご防災講座等の研修や防災に関する出前講座の実施 【県、市】</p> <p>行政担当職員に対する研修の充実 【県、市】</p> <p>防災情報の提供体制の充実 【県、市】</p> <p>市及び住民の避難判断の支援</p>	<p>住民やNPO等への研修及び出前講座の継続実施</p> <p>行政職員を対象とした研修の継続実施及び充実</p>					
②情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)	<p>①避難情報の伝達</p> <p>②河川情報の伝達</p>	<p>同報無線・移動無線の充実(中) 【市】</p> <p>「洪水予報」の実施 【市】</p>	項目削除					
			項目削除					

<p>母</p> <p>迅速な避難活動の支援 活動の支援 活動の支援 活動の支援</p>	<p>増水する河川の画像情報の提供・配信【県】</p> <p>サイレンと回転灯の設置【県】</p> <p>洪水時の水位予測等の配信【県】</p> <p>地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】</p> <p>大雨感洪水時における職員能力及び地域防災力の向上</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>	<p>河川監視カメラ増設及び継続配信</p> <p>設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保</p> <p>市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信</p> <p>多様な手段による水位情報等の配信</p>
	<p>③水防体制の強化</p>		<p>項目削除</p>								<p>①自助の取組の推進</p>	<p>②共助の取組の推進</p>	<p>③公助の取組の推進</p>	<p>①水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)</p>	<p>①水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)</p>	<p>危険度マップの作成と同マップの活用</p>	
	<p>(3)的確な避難のための啓発(逃げる)</p>		<p>項目削除</p>					<p>「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数 40,000 件/年(HP25 迄)の確保 ※HP26 以降の目標：120,000 件/年</p> <p>災害時要援護者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施</p>			<p>雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、避難手続等の情報の継続発信及び充実</p>	<p>避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討</p>	<p>避難経路等の屋外表示の検討</p>		<p>水害リスクに対する認識の向上 ・被災のため ・国土利用や ・上層階避難が 可能でかつ堅 牢な建物への 誘導等【県、市】</p>		



②重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、被害に備えたりまちなちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設等の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)【県、市】	建築物の耐水化等の検討・実施							
③水害に備える共済制度の加入促進	水害に対する共済制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率 15% (県) (当面の目標)							

<凡例> ④：全県の合計値、⑤：関係4県民局全体の合計値、⑥：流域7市域全体の合計値、⑦：武庫川流域十(尼崎・西宮両市の南部地域)の合計値

<b>3. 点検・評価(C) (第3期 [R3~R7])</b>		点検・評価(C) R3	点検・評価(C) R4	点検・評価(C) R5
点検・評価(C) R6	点検・評価(C) R7			
<b>4. 改善(A) (第4期 [R8~R12] に向けて)</b>				

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用	<b>実施目標</b>	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
<b>施策の概要</b>	河川の流況については、生瀬天橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の渾水流量が1.43m <sup>3</sup> /sであり、概ね正常流量（1.5m <sup>3</sup> /s）を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				実績 (D)				
		第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標								
	(1) 流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握 農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水実態の把握 取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。	-	-					
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進（関係機関連携）	節水の啓発・水利用の合理化 雨水・再生水利用の促進	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことよって、漏水の防止・有収率の向上を図る。 普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進							

<b>3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])</b>		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6		点検・評価 (C) R7		

<b>4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)</b>	
--------------------------------------	--

河川整備計画  
の事項・項目

第4章 河川整備の事柄に関する事項  
第2節 緊急時の水利用  
2 緊急時の水利用  
(1) 濁水調整および広域的な水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用

実施目標

濁水時の被害の最小化。  
震災などにおける河川水利用の円滑化。

施策の概要

濁水時には、濁水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による濁水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。  
震災などの緊急時には、河川水を利用できるような配慮する。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 濁水調整および広域的な水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(濁水時) 濁水調整会議等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	濁水の状況に応じて実施				
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施				
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消防用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施				
※濁水時に濁水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済							

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R4		点検・評価 (C) R5	
		点検・評価 (C) R6		点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	

第4章 河川整備の実施に関する事項  
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
3 健全な水循環の確保

兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保

流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。  
なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。

3. 健全な水循環の確保

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）			
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6
流域水循環の把握	流域水循環の把握	滞留浸透施設の整備（関係機関連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	今後検討（計画策定時に記載）				
		貯留浸透施設の整備（関係機関連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	今後検討（計画策定時に記載）				
森林、農地、ため池の整備や適正な管理（関係機関連携）	再掲 急傾斜地等における間伐等（関係機関連携・住民連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	今後検討（計画策定時に記載）					
	再掲 高齢人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	今後検討（計画策定時に記載）					
3. 健全な水循環の確保	再掲 水田の保全（関係機関連携・農業者連携）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	今後検討（計画策定時に記載）					
	ため池の保全	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	事業計画を策定し、順次実施（但し計画策定は県民局単位）	今後検討（計画策定時に記載）					
			10.141ha <sup>㊦</sup> （優良農地（農振農用地））	10.157ha <sup>㊦</sup> （優良農地（農振農用地））	今後検討（計画策定時に記載）					
			ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備		今後検討（計画策定時に記載）					
			歩道整備に併せ整備を推進		今後検討（計画策定時に記載）					
			道路側溝・毛内排水等の浸透化推進策について検討・実施		今後検討（計画策定時に記載）					
※ 100ha＝1km <sup>2</sup>										

3. 点検・評価（C）（第3期 [R3～R7]）			点検・評価（C） R3				点検・評価（C） R4				点検・評価（C） R5			
4. 改善（A）（第4期 [R8～R12]）に向けて														

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項</p> <p>第3節 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>1. 動植物の生活環境の保全・再生</p> <p>(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方</p> <p>(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策</p> <p>① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部</p>	<b>実施目標</b>	<p>武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。</p> <p>(武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出</p> <p>(武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生</p> <p>(武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生</p>
<b>施策の概要</b>	<p>河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。</p> <p>(水系全体で戦略的に自然環境の保全・再生を確保できるように「2つの原則」に係る専門検討会*の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組み。)</p> <p>* 「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会</p>		

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7			
河川整備計画の事項・項目	「2つの原則」の留意事項等と手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	「2つの原則」の「パレット」の作成	パレットの作成	パレットの作成(完了)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1. 動植物の生活環境の保全・再生	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	行政手続の迅速化・技術面でサポート	地域住民や団体等との連携	地域住民や団体等の要望に応じて実施										
	河川整備に際して「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施											
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討する生活空間の改善	配慮を検討すべき「生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施											
	魚類等の移動の連続性確保	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	潮止堰撤去完了											
① 下流部築堤区間	上流側床止め魚道改良	上流側床止めの魚道改良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	干潟の創出	水制工等の設置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 下流部掘込区間	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削	河川改修にあわせて実施											
	外来植物の除去	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施											

		ガレキの除去 ・関係機関や地域住民と連携したガレキの除去										
		代償措置としての礫河原の再生	区間外での礫河原の再生	必要に応じて実施								
		移動性が低い生物の移植対策	オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	河川改修にあわせて実施	-							
		みお筋の再生	現況と同様の蛇行部確保	河川改修にあわせて実施	-							
		瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	河川改修にあわせて実施	-							
		③上流部 ワンド・たまりの再生	・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化 ・ワンド・たまりの再生	河川改修にあわせて実施	-							
		オギ群集の再生	現地発生した表土の再利用	河川改修にあわせて実施	-							
		代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	区間外での瀬・淵やワンド等の創出	必要に応じて実施								

<b>3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])</b>			点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
			点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

<b>4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)</b>					

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の事案に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり	<b>実施目標</b>	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。
<b>施策の概要</b>	関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。		

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)				2. 実績 (D)				
	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
河川整備計画の事項・項目  (3)天然アユが遡上する川づくり	取組方針 関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	点検指標 ・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じて生息実態の追加調査等	第3期 (R3~R7) 第4期 (R8~R12)	魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。					

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	<b>実施目標</b>
第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出	自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。
<b>施策の概要</b>	
武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜つつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につなげていく。	

1. 期別計画 (P)	期別計画 (P)			実績 (D)							
	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の生態系の保全</li> <li>・自然素材や多自然工法の採用</li> <li>・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮</li> <li>・治水上支障のない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景</li> </ul>			河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づき、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。						
	魅力ある河川景観の創出 (住民連携)	<下流部築堤区間> 樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等		樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討		ー					
	地域のまちなかにあわせた景観づくり (各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり		市の要請に応じて実施	<下流部築堤区間> 汽水城拡張・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討	河川整備の進捗にあわせて実施					

<b>3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])</b>	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R7	点検・評価 (C) R3
<b>4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)</b>				



実施目標

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項  
 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保

河川整備計画の事項・項目

人と河川の豊かなふれあいが及び適正な河川利用の確保。  
 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保  
 自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。  
 なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応										
	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設の整備										
	秩序ある本利用(流域市連携)関係機関連携	条件ある水浜利用										
	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出(住民連携)	<下流部築堤区間>魅力ある水辺とのふれあいの場の創出										
			項目削除									

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)

河川整備計画 の事項・項目	実施目標	関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。
第4章 河川整備の推進に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の向上 (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上 武蔵川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れたら、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上、の取り組みを進める。		
施策の概要		

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
河川整備計画 の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
			R3	R4	R5	R6	R7
4. 水質の 向上	(1) 下水道整備の推進	下水処理施設の高度処理化 合流式下水道改善事業等	〈下流処理区〉 合流式下水道緊急改善計画の達成	合流式下水道緊急改善事業の結果を公表し、住民への雨水浸透施設改善のPRに取組む。	合流式下水道緊急改善事業の結果を公表し、住民への雨水浸透施設改善のPRに取組む。	合流式下水道緊急改善事業の結果を公表し、住民への雨水浸透施設改善のPRに取組む。	
	(2) 水質調査等の継続実施	定期的な水質調査や感測器によるモニタリング実施	水質状況の把握	水質汚濁防止法に基づき継続して実施	<b>項目削除</b>		
	(3) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川のつながりを深める	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化(関係機関連携)	継続して実施			
	(4) 水生植物による自然浄化機能の向上	河川に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	関係機関と連携し実施方針を検討				
※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武蔵川流域の7水道事業者で構成する連絡会議							

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)		点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第4節 河川の維持管理  
 1 河川の維持管理  
 (1) 維持・修繕工事の実施  
 ① 河道、堤防、護岸等  
 ② 親水施設等  
 ③ 樹木等  
 ④ 水文観測施設  
 (2) 不法行為等への指導  
 (3) 除草・清掃の実施  
 (4) 適切な施設操作の実施  
 (5) 占用許可工作物への適切指導

実施目標

河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。

施策の概要

平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状況を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
			実績 (D)				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 維持・修繕工事の実施	① 河道、堤防、護岸等	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行い、必要に応じて洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施				
	② 親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行い、必要に応じて維持掘削、堤防・護岸の修繕工事				
	③ 樹木等	適切な樹木管理	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に樹木の伐採・抜根等を実施				
	④ 水文観測施設	水文観測施設の機能確保	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行い、必要に応じて樹木の伐採・抜根等を実施				

					「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	継続的に実施		
					継続的に実施	河川愛護活動・ひろくアポイント等に対する清掃資材提供等の支援		
					継続的に実施	河川管理上の支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善		
					「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認	河川管理上の支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善		
					「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用	河川管理上の支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善		
					「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施	河川管理上の支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善		
					総合治水条例に規定された排水計画の排水指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	河川管理上の支障となる占有許可工作物の改善、現行の構造基準を満たさない施設の改善		

項目削除

項目削除

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7		

4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	
-------------------------------	--

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の事柄に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 2 流域連携 (1) 地域社会と河川の良好な関係の構築 ① 流域対策・減災対策 ② 動植物の生活環境の保全・再生 ③ 川の計画づくり ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等 ⑤ 水質の向上 (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (3) 自律的な流域ネットワークとの連携
<b>実施目標</b>	「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。
<b>施策の概要</b>	適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良好な関係の構築」「自律的な流域ネットワークへの支援」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組み。

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)							
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7			
(1) 地域社会と河川の良好な関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアプト等の実施												
	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置	「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置	「武庫川流域総合治水推進計画」の策定										
	学校・公園・ため池を利した貯留施設の整備	学校・公園・ため池等を利した貯留施設の整備	学校・公園・ため池等を利した貯留施設の整備	学校・公園・ため池等を利した貯留施設の整備										
④ 流域対策・減災対策	水害リスクに対する認識の向上と避難方法の周知	水害リスクに対する認識の向上と避難方法の周知	水害リスクに対する認識の向上と避難方法の周知	水害リスクに対する認識の向上と避難方法の周知										
	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)										
② 川の景観づくり	地域のまちなぎりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域のまちなぎりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	地域の個性に配慮した景観づくり										
	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創出等	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創出等										

項目削除

項目削除

「参画と協働」の推進

項目削除

④水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施					
	(2)多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、基本性に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	活動資金の助成 ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等 他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催 活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施 「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施 適宜実施 ホームページを活用した情報提供の実施				
	(3)自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援 自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワーク等の情報提供	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聞きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。				

<凡例>④：武庫川流域内の合計値

<b>3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])</b>		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
		点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	
<b>4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)</b>				

治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。

実施目標

事業実施前後のモニタリング

- ① 定期的な観測によるデータの把握
- ② 事業実施前後のモニタリング
- ③ 流量観測データの蓄積

地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。  
また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。

施策の概要

1. 期別計画 (P)	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R3	R4	R5	R6	R7	
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用	継続的に実施									
	観測精度の維持・向上	住民等との情報共有 日常の保守点検	継続的に実施 「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施									
	観測精度の維持・向上	必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施									
① 定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積量、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施									
	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、水生植物、河川景観等のモニタリング	継続的に実施									
	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施									

項目削除

項目削除

3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])	点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)	点検・評価 (C) R6	点検・評価 (C) R7	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	<b>実施目標</b> 河川整備計画の着実な推進。
第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 4 河川整備計画のフォローアップ (1) 河川整備計画の進行管理 (2) フォローアップ委員会の設置 (3) 地域住民等との情報の共有	
<b>施策の概要</b>	PDCAサイクルの考え方に基いた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有化を図る。

1. 期別計画 (P)		2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	
			R3	R4	R5	R6	R7
(1)河川整備計画の進行管理	PDCAサイクルの考え方に基いた進行管理を図る仕組みの導入	PDCAサイクルの考え方に基いた進行管理の実施	継続的に実施				
(2)フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催	継続的に実施				
(3)地域住民等との情報の共有	地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信	<b>廃止</b>				

<b>3. 点検・評価 (C) (第3期 [R3~R7])</b>		点検・評価 (C) R3	点検・評価 (C) R4	点検・評価 (C) R5
		点検・評価 (C) R6		
		点検・評価 (C) R7		

<b>4. 改善 (A) (第4期 [R8~R12] に向けて)</b>	